

和歌山県監査公表第3号

令和6年12月13日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月25日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 有田振興局地域づくり部

監査実施年月日 令和6年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収入印紙類使用簿において、現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づく収入印紙類の現物の確認及び検印の実施を関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 通勤自家用自動車等認定距離等に変更が生じた場合の旅行命令簿の作成に係る留意事項を関係職員に周知徹底した。</p>

2 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和6年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入から、処分費用が必要な廃棄物に係る委託料を控除し、収入調定していたので、総計予算主義の原則に則って適正に処理されたい。</p> <p>(2) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入に関する調達を実施したにもかかわらず、資源廃棄物の処分費用として委託料を支払う内容の契約書を交わしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 住居手当において、認定月を誤り過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、複数の職員で契約書の内容を確認し、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 過支給の住居手当については返納手続を行った。今後は住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第4号）等の規定に基づき、適正な処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

3 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和6年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）第52条関係1に基づき、支出負担行為の金額に変更が生じた場合においても出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>